

新型コロナウイルス感染症対策のさらなる強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、短期間のうちに急速な広がりを見せ、世界保健機関（WHO）は、世界全体での新型コロナウイルスのリスク評価について、これまでの「高い」から「非常に高い」に引き上げたと発表した。アジアのみならず、イタリアや米国などでも感染が広がっており、国際的な脅威となっている。

我が国においては、これまで水際での対策を講じてきていたが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模の患者クラスター（集団）が把握されているほか、本県においても複数の感染者が確認されている。

このような中、国は2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民が一体となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに加速させるとともに、状況の進展を見据えた対策を講じていくことを明らかにした。

さらに、安倍首相は全国の小中学校、高校や特別支援学校の臨時休校を要請し、2月29日の記者会見において、休職を余儀なくされる保護者への新助成金制度の創設、特例による雇用調整助成金での企業支援、検査能力の増強、感染症病床の確保、10日程度での緊急対策の策定などを表明した。

各種イベントは中止され、観光地が閑散とするなど既に経済活動に大きな影響が生じており、また、衛生用品の品薄が続いているなど、市民の不安は日に日に増大している。さらに、一斉臨時休校に伴い受け皿となる施設及び医療機関への支援など、一日も早い対策の具体化が求められている。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策のさらなる強化に早急に取り組むよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月3日

石川県金沢市議会議長 松村 理治

心身障害者医療費助成制度の早期創設を求める意見書

全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らす社会を実現するためには、障害者の経済的な基盤の確立が不可欠である。

全国の自治体において、重度心身障害者を対象とした心身障害者医療費助成制度を実施しているが、当該制度は各自治体の単独事業であることから、厳しい財政状況の下、助成の対象や内容には自治体間格差が生じている。支給方法も窓口負担のない現物給付と、助成申請の手続を要する償還払いに分かれており、とりわけ償還払いは窓口で一旦治療費を支払う経済的負担が生じるとともに、障害者の中には手続が困難である人も多く、大きな負担となっている。

こうした状況にもかかわらず償還払いを行う自治体があるのは、安易な受診を助長し医療費が増大する波及効果が生じるとの理由から、国が現物給付による医療費助成を行う自治体に対し、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を講じていることにも要因があり、当該措置は直ちに廃止すべきである。そもそも、心身障害者医療費助成制度について、自治体の財政力等により格差を生むことは望ましくなく、本来、医療保険制度を担う国が全国一律に実施すべきである。

よって、国におかれては、障害のある方がいつでもどこでも現物給付により助成を受けられる制度を早期に創設するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人

地域における持続可能な医療・介護制度を確立するための適切な財源の確保を求める
意見書

我が国は、健康寿命が世界トップレベルにある長寿社会であり、今後のさらなる健康寿命の延伸も期待される。こうした人生100年時代を迎えようとする中、国民一人一人が生涯を通じて健やかに過ごしていくためには、住み慣れた地域で安心して医療や介護を受けられる社会の実現が求められる。

そのためには地域に根差した医療提供体制の構築が重要であり、とりわけ、かかりつけ医機能の拡充による地域包括ケアシステムを確立・強化し、医療が診断・治療のみならず予防と健康づくりに大きな役割を果たすことにより、健康寿命のさらなる延伸と社会保障の支え手の増加が期待できる。また、過不足のない医療・介護を将来にわたり国民に提供し続けていくためには、その担い手である医療・介護従事者や医療機関等の確保が不可欠であり、そのための十分な支援が必要となる。

こうした取組により、国民皆保険制度とかかりつけ医中心の医療提供体制が一体となった我が国の保険医療システムを、長寿社会における安定的な医療モデルとして確立することが、国民に将来の安心を約束することにつながる。

よって、国におかれては、地域における持続可能な医療・介護制度を確立するための適切な財源を確保するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人

地球温暖化対策の加速度的な推進を求める意見書

温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定の目標達成のため、国は、地球温暖化対策の中長期計画として、2030年度までに二酸化炭素排出量を2013年度比で26%削減すること、2050年までに80%削減することなどを目標として定め、革新的技術の開発を通じた環境と成長の好循環の実現に向けた取組が進められている。

本市では、国際的な取組と足並みをそろえて地球温暖化対策を推進するため、平成23年に金沢市低炭素都市づくり行動計画を策定し、市、市民、事業者等がそれぞれの役割を認識し責任を持って温室効果ガスの排出削減を図ってきた。令和2年度には、本計画の見直しに合わせ、気候変動への適応策等を含めた新たな実行計画を策定する予定である。

このような中、昨年の令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風は、全国で記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等により、全国各地で甚大な被害が発生した。また、世界各国においても、熱波、干ばつ、洪水などの災害が頻発し、多くの被害が出ており、その要因に地球温暖化などの気候変動の影響が指摘されている。

今後も、このような異常気象の発生と被災リスクの増大が懸念され、気候は今まさに非常事態に直面している。地球温暖化対策については、我が国全体、さらには地球規模で取り組まなければならない問題として、国内における国のリーダーシップに加え、国際社会において我が国が主導的な役割を果たしていくことが極めて重要である。

よって、国におかれては、近年の気候変動を日本、さらには地球規模の非常事態であるとの認識に立ち、再生可能エネルギーの拡大など地球温暖化対策を充実強化し、加速度的に推進するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人

病児・病後児保育事業の拡充を求める意見書

国民が安心して活躍できる社会を実現するためには、子どもを安心して産み育てられる環境が必要であるが、現在の我が国は核家族化や地域社会の相互扶助機能の低下により、保護者の子育て負担が大きくなっている。特に子どもが病気にかかったとき、共働き家庭や独り親家庭では、自宅で一人寝かせている子どもや無理に登園・登校させられる子どももいるのが現状である。保護者に看病してもらえる子どもは一部に限られており、保護者の社会での活躍を阻害する要因となっている。子どもが病気にかかったときには病児・病後児を預けられる十分な施設や各種施策が必要である。

しかしながら、病児・病後児保育事業に対する国の支援制度は十分に整備されているとは言えず、また利用者の予測が困難であることや採算性の低さなどから病児・病後児保育施設は地方自治体で広がっていない。国は子ども・子育て支援新制度の見直しを行っているが、ピーク時の需要を満たしておらず、さらなる見直しが求められている。

よって、国におかれては、下記の事項に取り組み、病児・病後児施策を拡充し、社会インフラの1つとして確立されるよう強く要望する。

記

- 1 病児・病後児保育の基礎部分の補助金を拡充すること。
- 2 病児・病後児保育事業を担う医療機関等を増やすため、施設整備などの財政支援を強化すること。
- 3 効率的に運用できるよう、病児・病後児を預かる施設の受入状況がわかるシステム等を構築すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主に若年層の課題としてイメージされてきたが、最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

昨年3月、内閣府が初めて中高年層を対象に実施した全国規模の生活状況に関する調査結果が公表されたが、40～64歳のひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えた。また、ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者である親とともに社会的に孤立するケースも見られるなど、若年層とは異なる支援の必要性が指摘されている。

国はこれまでにひきこもり対策推進事業として、都道府県や指定都市等において、ひきこもり地域支援センターの設置や、ひきこもりサポーターの養成研修及び派遣を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

よって、国におかれては、中高年のひきこもりは、個人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項に早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口にアウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築など、対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 2 中高年のひきこもりに適した支援の充実のため、中高年が参加しやすい居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場を確保し、また、家族に対する相談や講習会などの取組を促進するなど、市町村によるひきこもりサポート事業のさらなる強化を図ること。
- 3 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、断らない相談支援や伴走型支援など、市町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

石川県金沢市議会議長 野 本 正 人